



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 秀 英 予 備 校
代 表 者 の 代 表 取 締 役
役 職 氏 名 社 長 渡 辺 武
(登録銘柄 コード番号 4678)
問 い 合 せ 先 人 事 総 務 部 長 中 川 浩
T E L 054 (252) 1792

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 32 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 24 条(取締役の責任免除)および第 32 条(監査役の責任免除)の規程を変更するものであります。なお、定款第 24 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、変更のない条文についてはその記載を省略しております。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 24 条</p> <ol style="list-style-type: none">1. (条文省略)2. 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任については、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 <p>(監査役の責任免除) 第 32 条</p> <ol style="list-style-type: none">1. (条文省略)2. 当社は、<u>社外</u>監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	<p>(取締役の責任免除) 第 24 条</p> <ol style="list-style-type: none">1. (条文省略)2. 当社は、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任については、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 <p>(監査役の責任免除) 第 32 条</p> <ol style="list-style-type: none">1. (条文省略)2. 当社は、監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日

平成27年 6 月 26 日

以 上